

令和 6 年 6 月

太田市議会定例会議案

目 次

番号	議案番号	件名	ページ
1	報告第 1 号	令和 5 年度太田市一般会計継続費繰越計算書について	1
2	報告第 2 号	令和 5 年度太田市一般会計繰越明許費繰越計算書について	3
3	報告第 3 号	令和 5 年度太田市八王子山墓園特別会計繰越明許費繰越計算書について	1 0
4	報告第 4 号	令和 5 年度太田市下水道事業等会計予算の繰越しについて	1 2
5	議案第 5 6 号	令和 6 年度太田市一般会計補正予算（第 2 号）について	1 4 (別冊)
6	議案第 5 7 号	群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について	1 5
7	議案第 5 8 号	太田市市税条例の一部改正について	1 7
8	議案第 5 9 号	太田市都市計画税条例の一部改正について	1 9
9	議案第 6 0 号	太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	2 0
1 0	議案第 6 1 号	財産の取得について（中型バス）	2 2
1 1	議案第 6 2 号	財産の取得について（災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型）	2 4
1 2	議案第 6 3 号	財産の取得について（消防ポンプ自動車 C D - I 型）	2 7
1 3	議案第 6 4 号	財産の取得について（災害対応特殊救急自動車）	3 0
1 4	議案第 6 5 号	財産の取得について（車両運用端末装置一式）	3 2
1 5	議案第 6 6 号	財産の取得について（給食室調理機器一式）	3 4
1 6	議案第 6 7 号	八王子山公園墓地第 4 期造成工事請負契約締結について	3 7

報告第1号

令和5年度太田市一般会計継続費繰越計算書について

令和5年度太田市一般会計継続費令和5年度年割額に係る歳出予算の経費の金額のうち支出を終わらなかつたものにつき、次のとおり逡次繰越しをしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、報告する。

令和6年6月14日提出

太田市長 清水 聖 義

令和5年度太田市一般会計継続費繰越計算書（別紙のとおり）

令和5年度太田市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和5年度継続費予算現額			支出済額 及び 支出見込額	残 額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
				予算計上額	前年度 繰越額	計				繰越金	国県 支出金	地方債	その他	
2款	1項	(仮称)太田西複合拠点公共施設建設事業	円 2,933,012,000	円 1,063,783,000	円 66,314,020	円 1,130,097,020	円 438,951,920	円 691,145,100	円 691,145,100	円 45,945,100	円 645,200,000	円	円	
4款	2項	一般廃棄物選別施設整備事業	円 1,541,552,000	円 931,414,000		円 931,414,000	円 829,257,000	円 102,157,000	円 102,157,000	円 102,157,000				
8款	5項	市内公営住宅集約促進事業(大島市営住宅1期)	円 1,008,972,000	円 477,708,000	円 103,251,000	円 580,959,000	円 537,097,000	円 43,862,000	円 43,862,000	円 37,062,000	円 6,800,000			
8款	5項	市内公営住宅集約促進事業(鳥之郷市営住宅1期)	円 527,859,000	円 155,992,000		円 155,992,000	円 126,621,000	円 29,371,000	円 29,371,000	円 26,982,000	円 2,389,000			
9款	1項	西部消防署庁舎等建設事業	円 493,391,000	円 63,173,000	円 57,611,300	円 120,784,300	円 71,352,600	円 49,431,700	円 49,431,700	円 49,431,700				
合 計			円 6,504,786,000	円 2,692,070,000	円 227,176,320	円 2,919,246,320	円 2,003,279,520	円 915,966,800	円 915,966,800	円 261,577,800	円 9,189,000	円 645,200,000		

報告第2号

令和5年度太田市一般会計繰越明許費繰越計算書について
令和5年度太田市一般会計の繰越明許費に係る経費は、次のとおり
翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16
号）第146条第2項の規定により、報告する。

令和6年6月14日提出

太田市長 清水 聖 義

令和5年度太田市一般会計繰越明許費繰越計算書（別紙のとおり）

令和5年度太田市一般会計繰越明許費繰越計算書

No. 1

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			説明
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源	
2款 総務費	1項 総務管理費	本庁舎設備等保全事業	94,417,000	94,416,200		地方債 70,800,000	23,616,200	適正な工期を確保するため
2款 総務費	1項 総務管理費	木崎行政センター改修事業	2,408,000	2,407,600			2,407,600	適正な工期を確保するため
2款 総務費	3項 徴税费	個人住民税定額減税対応システム改修事業	4,158,000	4,158,000		国庫支出金 4,158,000		適正な事業期間を確保するため
2款 総務費	4項 戸籍住民基本台帳費	戸籍・住基システム改修事業	25,957,000	25,957,000		国庫支出金 25,957,000		適正な工期を確保するため
3款 民生費	1項 社会福祉費	尾島健康福祉増進センター排水管改修事業	15,304,000	9,724,800			9,724,800	適正な工期を確保するため
3款 民生費	1項 社会福祉費	重点支援地方交付金低所得世帯支援事業	80,799,000	80,798,503		国庫支出金 80,798,503		適正な事業期間を確保するため
3款 民生費	1項 社会福祉費	低所得者支援・定額減税一体支援事業	136,001,000	136,000,214		国庫支出金 136,000,214		適正な事業期間を確保するため
3款 民生費	3項 高齢者福祉費	高齢者就労促進施設建設事業	138,575,000	130,347,000		地方債 97,700,000	32,647,000	適正な工期を確保するため

令和5年度太田市一般会計繰越明許費繰越計算書

No. 2

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			説明
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源	
4款	1項 衛生費	総合健康センター改修事業	円 118,878,000	円 118,878,000	円	円 地方債 89,100,000	円 29,778,000	適正な工期を確保するため
4款	1項 衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	26,376,000	26,376,000		国庫支出金 26,373,000	3,000	適正な事業期間を確保するため
6款	1項 農林水産業費	県営農業競争力強化農地整備事業	15,000,000	15,000,000		地方債 13,500,000	1,500,000	適正な工期を確保するため
6款	1項 農林水産業費	ため池緊急防災減災事業	7,200,000	7,200,000		県支出金 6,000,000	1,200,000	適正な工期を確保するため
6款	1項 農林水産業費	小規模農村整備事業	12,306,000	12,305,800		県支出金 2,800,000 地方債 4,800,000	4,705,800	適正な工期を確保するため
6款	1項 農林水産業費	農地防災施設管理事業	49,437,000	49,436,200		県支出金 31,278,000	18,158,200	適正な工期を確保するため
6款	1項 農林水産業費	土地改良施設維持管理適正化事業	11,174,000	11,173,800			11,173,800	事業に不測の日数を要したため
7款	1項 商工費	デジタル地域通貨発行事業	246,524,000	246,523,388	246,523,388			適正な事業期間を確保するため

令和5年度太田市一般会計繰越明許費繰越計算書

No. 3

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			説明
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源	
7款 商工費	1項 商工費	デジタル地域通貨普及事業	円 1,536,300,000	円 1,209,183,907	円 1,080,289,889	円 国庫支出金 128,894,018	円	適正な事業期間を確保するため
8款 土木費	2項 道路橋りょう費	道路新設改良事業	72,580,000	72,579,700		円 地方債 48,200,000	円 24,379,700	事業に不測の日数を要したため
8款 土木費	2項 道路橋りょう費	幹線道路整備事業	125,720,000	125,720,000		円 国庫支出金 16,240,000 円 地方債 50,100,000	円 59,380,000	適正な工期を確保するため
8款 土木費	3項 河川費	河川水路新設改良事業	101,709,000	101,709,000		円 地方債 86,500,000	円 15,209,000	適正な工期を確保するため
8款 土木費	4項 都市計画費	市街地再開発事業	242,400,000	242,400,000		円 国庫支出金 121,200,000	円 121,200,000	事業に不測の日数を要したため
8款 土木費	4項 都市計画費	太田駅周辺土地区画整理事業	227,991,000	227,990,760		円 国庫支出金 15,377,000 円 地方債 14,400,000	円 198,213,760	事業に不測の日数を要したため
8款 土木費	4項 都市計画費	市内公園トイレ改修事業	38,716,000	38,715,900			円 38,715,900	適正な工期を確保するため
8款 土木費	4項 都市計画費	スケートパーク整備事業	213,213,000	182,131,000		円 地方債 100,300,000	円 81,831,000	適正な工期を確保するため

令和5年度太田市一般会計繰越明許費繰越計算書

No. 4

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			説明
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源	
8款 土木費	4項 都市計画費	宝泉南部土地区画整理事業	円 110,636,000	円 110,635,030	円	円 国庫支出金 7,500,000	円 103,135,030	事業に不測の日数を要したため
8款 土木費	5項 住宅費	市営住宅解体事業	5,203,000	5,203,000			5,203,000	適正な工期を確保するため
8款 土木費	5項 住宅費	市営住宅維持管理事業	51,249,000	51,249,000			51,249,000	適正な工期を確保するため
8款 土木費	5項 住宅費	集会所解体事業	4,477,000	4,477,000			4,477,000	適正な工期を確保するため
10款 教育費	1項 教育総務費	旧学校教育センター解体事業	145,994,000	145,993,980			145,993,980	適正な工期を確保するため
10款 教育費	2項 小学校費	中央小学校受変電設備更新事業	12,646,000	12,646,000			12,646,000	事業に不測の日数を要したため
10款 教育費	2項 小学校費	小学校屋内運動場空調設備整備事業	220,113,000	220,112,400	7,500,000	円 地方債 212,600,000	12,400	事業に不測の日数を要したため
10款 教育費	3項 中学校費	藪塚本町中学校フェンス設置事業	5,063,000	5,062,200			5,062,200	事業に不測の日数を要したため

令和5年度太田市一般会計繰越明許費繰越計算書

No. 5

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			説明
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源	
10款 教育費	6項 社会教育費	尾島生涯学習センター保全(改修)事業	円 76,022,000	円 76,022,000	円	円	円 76,022,000	適正な工期を確保するため
10款 教育費	7項 保健体育費	運動公園三角駐車場照明設備設置事業	10,814,000	10,814,000		国庫支出金 8,761,000	2,053,000	事業に不測の日数を要したため
10款 教育費	7項 保健体育費	藪塚本町中央運動公園ろ過設備改修事業	7,336,000	7,336,000			7,336,000	適正な事業期間を確保するため
10款 教育費	7項 保健体育費	武道館床改修事業	2,300,000	2,299,800			2,299,800	適正な事業期間を確保するため
10款 教育費	7項 保健体育費	運動公園野球場高圧ケーブル更新事業	3,814,000	3,813,700			3,813,700	適正な事業期間を確保するため
10款 教育費	7項 保健体育費	第2サッカー・ラグビー場屋外トイレ改修事業	3,787,000	3,787,000			3,787,000	適正な工期を確保するため
10款 教育費	7項 保健体育費	弓道場建設事業	12,504,000	12,504,000			12,504,000	適正な事業期間を確保するため
10款 教育費	7項 保健体育費	生品小学校給食室建設事業	105,940,000	105,940,000		国庫支出金 11,640,000 地方債 8,000,000	86,300,000	適正な工期を確保するため

令和5年度太田市一般会計繰越明許費繰越計算書

No. 6

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			説明
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源	
10款 教育費	7項 保健体育費	綿打小学校給食室建設事業	円 75,360,000	円 75,360,000	円	円 国庫支出金 11,640,000 地方債 33,800,000	円 29,920,000	事業に不測の日数を要したため
10款 教育費	7項 保健体育費	木崎小学校給食室建設事業	円 75,410,000	円 75,410,000		円 地方債 39,700,000	円 35,710,000	適正な工期を確保するため

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			説明
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源	
合計			円 4,471,811,000	円 4,099,797,882	円 1,334,313,277	円 国庫支出金 594,538,735 県支出金 40,078,000 地方債 869,500,000 その他 0 計 1,504,116,735	円 1,261,367,870	

報告第3号

令和5年度太田市八王子山墓園特別会計繰越明許費繰越計算書について

令和5年度太田市八王子山墓園特別会計の繰越明許費に係る経費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、報告する。

令和6年6月14日提出

太田市長 清水 聖 義

令和5年度太田市八王子山墓園特別会計繰越明許費繰越計算書（別紙のとおり）

令和5年度太田市八王子山墓園特別会計繰越明許費繰越計算書

No. 1

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			説明
					既収入 特定財源	未収入特定財源	一般財源	
2款 事業費	1項 墓園費	八王子山公園墓地整備事業	円 10,929,000	円 10,929,000	円	円 地方債 9,200,000	円 1,729,000	事業に不測の日数を要したため
合 計			10,929,000	10,929,000		地方債 9,200,000	1,729,000	

報告第4号

令和5年度太田市下水道事業等会計予算の繰越しについて
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、下水道事業等会計予算の繰越額の使用に関する計画について、次のとおり報告する。

令和6年6月14日提出

太田市長 清水 聖 義

令和5年度太田市下水道事業等会計予算繰越計算書（別紙のとおり）

令和5年度太田市下水道事業等会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県支出金	企業債	当年度勘定留保資金			
1款	1項	管渠整備事業	円 1,042,522,000	円 514,140,000	円 528,382,000	円 82,644,000	円 330,800,000	円 114,938,000	円	円	地元、関連部局との協議に不測の日数を要したため
1款	1項	終末処理場建設事業	円 194,940,000	円 56,120,000	円 138,820,000	円 25,505,000	円 54,700,000	円 58,615,000			入札不調に伴う再入札及び関連部局との協議に不測の日数を要したため
合 計			円 1,237,462,000	円 570,260,000	円 667,202,000	円 108,149,000	円 385,500,000	円 173,553,000			

議案第56号 令和6年度太田市一般会計補正予算（第2号）について 別冊

議案第57号

群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について

群馬県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年2月19日群馬県指令市第215-1号）の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、次のとおり関係市町村間において協議の上定めることについて、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。

令和6年6月14日提出

太田市長 清水 聖 義

群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議書

群馬県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年2月19日群馬県指令市第215-1号）を下記のとおり変更するものとする。

記

群馬県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

群馬県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように改正する。

第4条中「に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる」を「及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する」に改め、同条ただし書及び各号を削る。

第8条第1項から第3項までの規定中「別表第2」を「別表第1」に改める。

第17条第2項中「別表第3」を「別表第2」に改める。
別表第1を削り、別表第2を別表第1とし、別表第3を別表第2とする。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

議案第58号

太田市市税条例の一部改正について
太田市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年6月14日提出

太田市長 清水 聖 義

太田市市税条例の一部を改正する条例
太田市市税条例（平成17年太田市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第56条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

附則第10条の2中第17項を第19項とし、第16項を第18項とし、第15項を第17項とし、第14項を第16項とし、同項の前に次の1項を加える。

15 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第10条の2中第13項を第14項とし、第7項から第12項までを1項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、7分の6とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第56条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

2 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

議案第59号

太田市都市計画税条例の一部改正について
太田市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年6月14日提出

太田市長 清水 聖 義

太田市都市計画税条例の一部を改正する条例

太田市都市計画税条例（平成17年太田市条例第76号）の一部を次のように改正する。

附則中第17項を第18項とし、第5項から第16項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条第38項の条例で定める割合）

- 5 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

議案第60号

太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年6月14日提出

太田市長 清水 聖 義

太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年太田市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第32条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第45条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第48条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を

及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

議案第61号

財産の取得について

次のとおり中型バスを取得するものとする。

令和6年6月14日提出

太田市長 清水 聖 義

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得財産 | 中型バス 1台 |
| 2 | 取得の目的 | 車両の更新整備を図るため |
| 3 | 取得予定価格 | 17,820,000円 |
| 4 | 取得の方法 | 指名競争入札 |
| 5 | 契約の相手方 | 太田市新田小金井町321番地18
ワシントンモーターズ株式会社
代表取締役 乾 英 夫 |

財産の取得について附属資料

1 取得財産の概要

項 目	内 容
車両の種類	中型バス
車両総重量	5.0 t 未満
エンジン	直列4気筒直接噴射式
総排気量	5.123 L
最高出力	162 PS
トランスミッション	6速AMT
定 員	41人

2 契約履行期間

契約締結の日から

令和7年3月21日まで

3 配置先

消防本部

4 指名競争入札指名業者

有限会社飯田モータース (辞退)

FKエンジニアリング株式会社

株式会社河田自動車

有限会社協立自動車 (辞退)

株式会社栗原モータース (辞退)

株式会社三栄自動車 (辞退)

有限会社高山石油 (失格)

ワシントンモーターズ株式会社

議案第62号

財産の取得について

次のとおり災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車を取得するものとする。

令和6年6月14日提出

太田市長 清水 聖 義

- | | |
|----------|--|
| 1 取得財産 | 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型
1台 |
| 2 取得の目的 | 消防業務の充実強化を図るため |
| 3 取得予定価格 | 82,775,000円 |
| 4 取得の方法 | 指名競争入札 |
| 5 契約の相手方 | 東京都港区芝五丁目36番7号三田ベルジュビ
ル19階
株式会社モリタ東京支店
支店長 山北 忠 司 |

財産の取得について附属資料

1 取得財産の概要

5.5トン増トン消防ポンプ自動車（日野レンジャー）、ダブルキャブ6人乗りハイルーフ仕様で、消火活動に必要な水槽付きポンプ、圧縮空気泡消火装置及び各種消防資機材を搭載し、大規模災害発生時には緊急消防援助隊の出動車両となる。

全 長：8,000mm程度（艀装完了）

全 幅：2,500mm程度（艀装完了）

全 高：3,400mm程度（艀装完了）

ホイールベース：3,700mm以上3,900mm以下

エンジン型式：A05C（直列4気筒直接噴射式）

エンジン出力（最高）：240PS

総排気量：5.123L

駆動方式：四輪駆動方式

変速装置：電子制御式フルオートトランスミッション

積載水量：2,000L

放水圧力：0.85MPaにおいて放水量毎分2.0m³以上

2 契約履行期間

契約締結の日から

令和7年3月31日まで

3 配置先

中央消防署

4 指名競争入札指名業者

小池株式会社（予定価格超過）

株式会社佐藤工業所

ジーエムいちほら工業株式会社

株式会社ナカムラ消防化学東京営業所（予定価格超過）

長野ポンプ株式会社東京営業所（予定価格超過）

日本機械工業株式会社本社営業部（予定価格超過）

温井自動車工業株式会社（予定価格超過）

株式会社モリタ東京支店

議案第63号

財産の取得について
次のとおり消防ポンプ自動車を取得するものとする。

令和6年6月14日提出

太田市長 清水 聖 義

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得財産 | 消防ポンプ自動車CD-I型 1台 |
| 2 | 取得の目的 | 消防業務の充実強化を図るため |
| 3 | 取得予定価格 | 56,650,000円 |
| 4 | 取得の方法 | 指名競争入札 |
| 5 | 契約の相手方 | 東京都港区芝五丁目36番7号三田ベルジュビル19階
株式会社モリタ東京支店
支店長 山北 忠 司 |

財産の取得について附属資料

1 取得財産の概要

3トン級消防自動車（日野デュトロ）、ダブルキャブ5人乗りハイルーフ仕様で、消火活動に必要なポンプを搭載し、電動アシストホースカー、手動巻き取り式吸管等、各種消防資機材を搭載する。

全 長：5,800mm程度（艀装完了）

全 幅：2,000mm程度（艀装完了）

全 高：3,000mm程度（艀装完了）

ホイールベース：2,500mm以上3,000mm以下

エンジン型式：N04C（直列4気筒直接噴射式）

エンジン出力（最高）：150PS

総排気量：4.009L

駆動方式：四輪駆動方式

変速装置：5速MT

放水圧力：0.85MPaにおいて放水量毎分2.0m³以上

2 契約履行期間

契約締結の日から

令和7年3月31日まで

3 配置先

中央消防署

4 指名競争入札指名業者

小池株式会社（予定価格超過）

株式会社佐藤工業所

ジーエムいちほら工業株式会社

株式会社ナカムラ消防化学東京営業所（予定価格超過）

長野ポンプ株式会社東京営業所（予定価格超過）

日本機械工業株式会社本社営業部（予定価格超過）

温井自動車工業株式会社（予定価格超過）

株式会社モリタ東京支店

議案第64号

財産の取得について

次のとおり災害対応特殊救急自動車を取得するものとする。

令和6年6月14日提出

太田市長 清水 聖 義

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得財産 | 災害対応特殊救急自動車 1台 |
| 2 | 取得の目的 | 労務管理及び救急業務の充実強化を図るため |
| 3 | 取得予定価格 | 38,556,100円 |
| 4 | 取得の方法 | 指名競争入札 |
| 5 | 契約の相手方 | 群馬県高崎市緑町四丁目1番地1
群馬トヨタ自動車株式会社
新車部 法人グループ
責任者 狩野俊貴 |

財産の取得について附属資料

1 取得財産の概要

災害対応特殊救急自動車に、高度救命処置用資機材（気道確保用資機材、呼吸・循環管理用資機材、半自動式除細動器、血中酸素飽和度測定器、電動式心肺人工蘇生器、心電図伝送装置、心電計等）を搭載する。

四輪駆動方式 寒冷地仕様 総排気量2. 6 9 3 L

2 契約履行期間

契約締結の日から

令和7年3月31日まで

3 配置予定先

消防本部

4 指名競争入札指名業者

群馬トヨタ自動車株式会社

群馬日産自動車株式会社

議案第65号

財産の取得について

次のとおり車両運用端末装置一式を取得するものとする。

令和6年6月14日提出

太田市長 清水 聖 義

- | | |
|----------|--|
| 1 取得財産 | 車両運用端末装置一式 |
| 2 取得の目的 | 消防・救急車両に積載している運用端末(AVM)が、令和8年3月にFOMAが運用終了となることに伴い、高機能消防指令センターとの即時の車両動態通信が不能となることから、消防救急活動の安定稼働を図るため装置を更新するもの |
| 3 取得予定価格 | 157,806,000円 |
| 4 取得の方法 | 随意契約 |
| 5 契約の相手方 | 群馬県前橋市表町二丁目9番9号
日本電気株式会社群馬支店
支店長 高野 聡 史 |

財産の取得について附属資料

1 取得財産の概要

品 名	数 量
車両運用端末装置 III型	4 4式
車両運用端末装置 II型	2 2式
車外設定端末装置	4 6個
車内設定端末装置	1 4個
無線 LAN	1 1式

2 契約履行期間

契約締結の日から

令和7年3月31日まで

議案第66号

財産の取得について

次のとおり太田市立木崎小学校ほか2校給食室新築に伴い、調理機器を整備するものとする。

令和6年6月14日提出

太田市長 清水 聖 義

- | | |
|----------|--|
| 1 取得財産 | 給食室調理機器一式 |
| 2 取得の目的 | 太田市立木崎小学校ほか2校給食室新築に伴い、調理機器を整備するもの |
| 3 取得予定価格 | 63,800,000円 |
| 4 取得の方法 | 指名競争入札 |
| 5 契約の相手方 | 群馬県高崎市和田多中町13番1号
株式会社中西製作所群馬営業所
所長 藤原 崇史 |

財産の取得について附属資料

1 取得財産の概要

品 名	数 量
デジタル台秤	3台
移動式秤置台	3台
移動台	46台
ドライピーラー	3台
受槽	6台
ステンレスエレクターシェルフ	29台
掃除用具ロッカー	16台
食器・食缶消毒保管機	24台
野菜裁断機	3台
移動式野菜裁断機置台	3台
モービルシンク	14台
ラックインカート	12台
キャリー	6台
ホテルパン・ホテルパン穴開き	240個
配膳・下膳棚	7台
配缶台	15台
コンテナ	12台
パン箱・ご飯箱棚	6台
衣類殺菌保管機	9台
ロッカー（3人用）	11台

2 契約履行期間

契約締結の日から

令和6年11月30日まで

3 指名競争入札指名業者

日本調理機株式会社群馬営業所

関東調理機械株式会社

株式会社中西製作所群馬営業所

株式会社マルゼン群馬営業所

タニコー株式会社高崎営業所

総合厨房設備株式会社

有限会社坂東厨房（失格）

有限会社三協厨房（失格）

議案第67号

八王子山公園墓地第4期造成工事請負契約締結について
八王子山公園墓地第4期造成工事の請負契約を次のとおり締結するものとする。

令和6年6月14日提出

太田市長 清水 聖 義

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 目 的 | 八王子山公園墓地第4期造成工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 太田市菅塩町地内 |
| 3 | 契 約 の 方 法 | 条件付一般競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 451,000,000円 |
| 5 | 契 約 の 相 手 方 | 太田市下小林町62番地1
岩崎工業株式会社
代表取締役 岩 崎 武 則 |

八王子山公園墓地第4期造成工事請負契約締結について附属資料

1 工事の概要

都市計画 変更区域 2.5ha

墓園施設 カロート：1,010基

掘削工 掘削：31,045.8m³

路体（築堤）盛土：24,126.9m³

擁壁工 L型擁壁（H1,400～H2,900）：48.0m

側溝工 自由勾配側溝（H400～H1,000）：54.7m

管渠工 管（函）渠型側溝：692.7m

植生工 公園張芝（ベタ張・市松芝）：16,491.3m²

植栽工 植栽（中低木）：5,288本

植栽（高木）：94本

舗装工 表層（車・路）：2,788m²

2 工期

着工予定年月日 契約締結の日の翌日

完成予定年月日 令和7年3月18日

3 条件付一般競争入札参加者

石川建設株式会社

岩崎工業株式会社

株式会社石宝（辞退）

荒木土木株式会社（辞退）

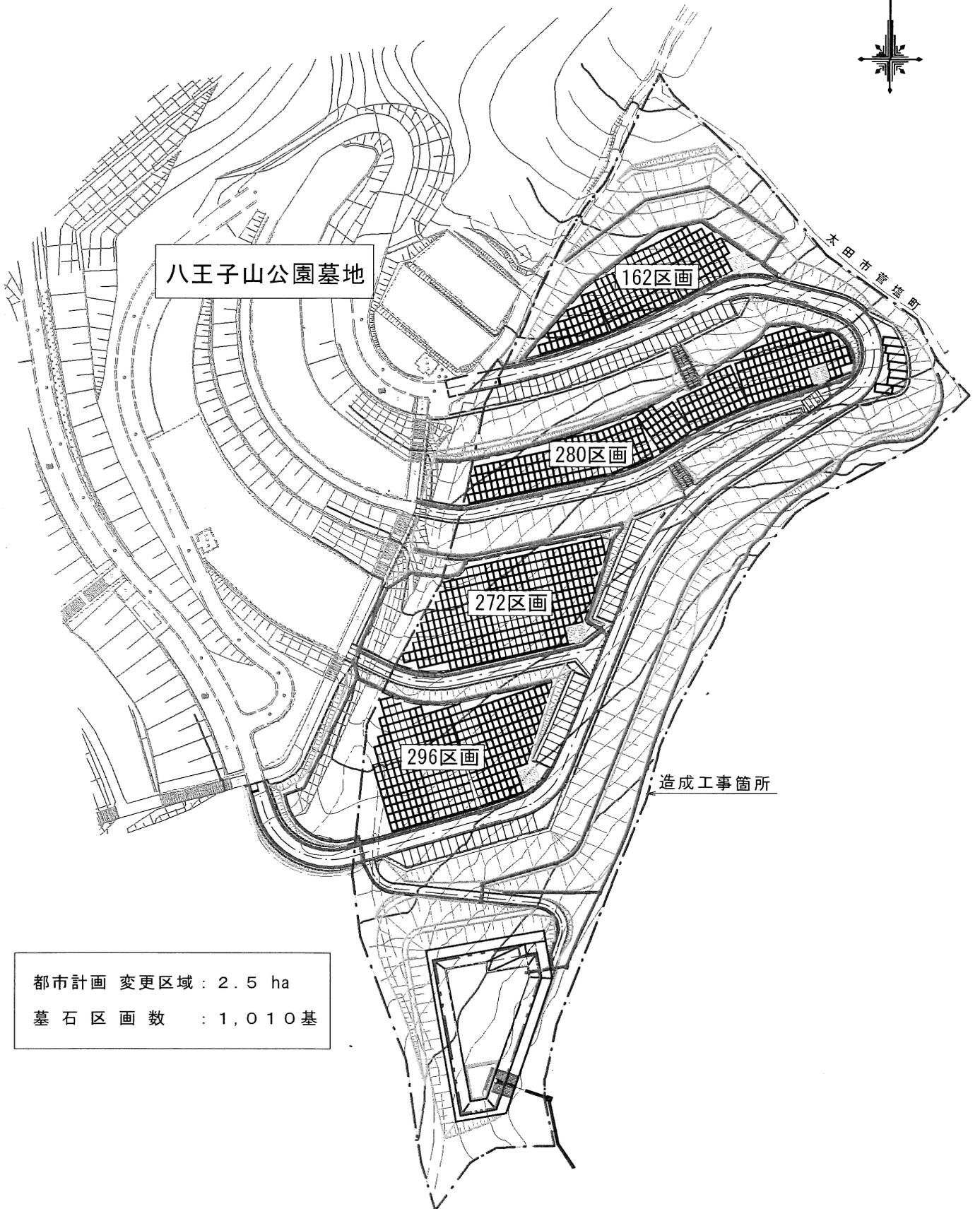
加藤建設興業株式会社（辞退）

荻原建設株式会社（辞退）

利根建設株式会社（辞退）

工藤建設工業株式会社（辞退）

全体平面図



位置図

